

さいたま市特別職報酬等審議会

<第2回 資料>

開催日：令和3年10月27日（水）

場 所：さいたま市役所別館2階 第4委員会室

特別職報酬等審議会における

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果			
	特別給（期末手当）にかかる審議内容・結果	改定月数（答申）	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数
21	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	△0.20月	H21.12～	3.30月⇒3.10月
22	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	△0.15月	H22.12～	3.10月⇒2.95月
23	「据置き」を報告	—	—	—
24	「据置き」を報告	—	—	—
25	「据置き」を報告	—	—	—
26	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	0.15月	H26.12～	2.95月⇒3.10月
27	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H27.12～	3.10月⇒3.15月
28	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	0.10月	H28.12～	3.15月⇒3.25月
29	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H29.12～	3.25月⇒3.30月
30	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H30.12～	3.30月⇒3.35月
元	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、議員は0.10月分の引上げを答申	市長・副市長 0.05月 議員 0.10月	R元.12～	市長・副市長 3.35月⇒3.40月 議員 3.30月⇒3.40月
2	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申	△0.05月	市長・副市長 R2.12～ 議員 R3.4～	市長・副市長 3.40月⇒3.35月 議員 3.40月⇒3.35月
3	【第1回審議会結果：改定（引下げ）】			

期末手当の審議結果等

特別職の年間支給月数	【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）	
改定後の年間支給月数 （実施時期）	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数
	△0. 35月 (H21. 12~)	4. 15月	△0. 25月 (H21. 12~)	3. 10月
3. 10月⇒2. 95月 (H22. 12. 1)	△0. 20月 (H22. 12~)	3. 95月	△0. 15月 (H22. 12~)	2. 95月
—	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
2. 95月⇒3. 10月 市長・副市長 (H27. 4. 1) 議員 (H27. 12. 1)	0. 15月 (H26. 12~)	4. 10月	0. 15月 (H26. 12~)	3. 10月
3. 10月⇒3. 15月 (H27. 12. 1)	0. 10月 (H27. 12~)	4. 20月	0. 05月 (H27. 12~)	3. 15月
3. 15月⇒3. 25月 (H28. 12. 1)	0. 10月 (H28. 12~)	4. 30月	0. 10月 (H28. 12~)	3. 25月
3. 25月⇒3. 30月 (H29. 12. 1)	0. 10月 (H29. 12~)	4. 40月	0. 05月 (H29. 12~)	3. 30月
市長・副市長 3. 30月⇒3. 35月 (H30. 12. 1) 議員 改定なし(3. 30月)	0. 05月 (H30. 12~)	4. 45月	0. 05月 (H30. 12~)	3. 35月
市長・副市長 3. 35月⇒3. 40月 (R元. 12. 1) 議員 3. 30月⇒3. 40月 (R3. 4. 1)	0. 05月 (R元. 12~)	4. 50月	0. 05月 (R元. 12~)	3. 40月
市長・副市長 3. 40月⇒3. 35月 (R2. 12. 1) 議員 3. 40月⇒3. 35月 (R3. 4. 1)	△0. 05月 (R2. 12~)	4. 45月	△0. 05月 (R2. 12~)	3. 35月
	【R3. 9. 30人事委員会勧告】		【R3. 8. 10人事院勧告】	
	△0. 15月 (R3. 12~)	4. 30月	△0. 10月 (R3. 12~)	3. 25月